

事務連絡  
平成 28 年 2 月 16 日

各 { 都 道 府 県  
指 定 都 市  
児童相談所設置市 } 障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

### 就学前の障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減の見直しについて

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の利用者負担の軽減措置については、平成 26 年 4 月から施行しているところですが、平成 28 年 4 月から保育所等における幼児教育無償化に向けた更なる支援の拡充が図られる予定であることを踏まえ、平成 28 年 4 月以降の障害児通所支援における多子軽減制度における子のカウントの方法について、年収約 360 万円未満相当世帯にあっては、就学前の児童に限らずカウントする取扱いとする方向で検討しております（なお、多子軽減の対象となる児童は現行と同様、就学前の児童に限ります。）。

具体的な内容等については、その内容が固まり次第速やかにお知らせすることとしておりますが、御了知の上、各都道府県におかれましては、貴管内市町村への周知につき御配慮願います。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課障害児・発達障害者支援室  
障害児支援係 小橋口、鹿江、藤田  
TEL:03-5253-1111 (内 3102、3037)